平成２６年（フ）第３０２３号
大阪府守口市東光町２丁目17番12号
債務者　児玉美由紀
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７３号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番30―501号
債務者　池田　幸治
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３３号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番６―807号、前住所大阪府豊中市長興寺南３丁目16番２―302、前々住所大阪府豊中市中桜塚１丁目９番３―202号
債務者　松岡　夏海
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４９号
大阪市城東区野江２丁目11番８―303号
債務者　武仲　行子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５６号
大阪府豊中市熊野町４丁目13番15号
債務者　壷井　昭二
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９３号
大阪府八尾市上尾町２丁目８番地メゾン・ド・ボヌール205号、前住所神奈川県相模原市中央区千代田７丁目２番19号
債務者　森永　幸久
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１６号
大阪市生野区小路東４丁目９番３号　小路東ハイツⅠ108号
債務者　中谷性市こと　金　禹珍
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１７号
大阪市西区南堀江４丁目29番31号山田ビル401
債務者　尾山　悦子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６７号
札幌市中央区南７条西18丁目１番２号　７条ハウス202号
債務者　後藤　薫
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室375番地２
伊奈ＯＣマンション401
債務者　相米　眞弓
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番９―207号
債務者　岡本　　茂
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
埼玉県越谷市東越谷５丁目８番地６　晴美ハイツ103
債務者　今井　正幸
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
埼玉県吉川市大字加藤606番地１
債務者　井澤　　章
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目４番４号　メゾンドール中山403号、旧住所埼玉県越谷市弥生町11番12号　ライフピア越谷４Ｂ
債務者　内藤　珠美（旧姓三野）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目３番地32　コーポ野口201号室
債務者　戸舘　美幸（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１４号
埼玉県狭山市大字南入曽892番地の５　みどり荘201
債務者　望月　　博
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３６号
埼玉県日高市大字南平沢231番地３
債務者　加藤　貞子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部